

貨物自動車運送事業法附則第1条の2に基づく荷主への是正指導指針

令和7年10月
国土交通省
トラック・物流荷主特別対策室

○用語・略語とその定義一覧

略語	定義
法	貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）
国土交通省	国土交通省（本省、地方運輸局及び運輸支局）
本省	国土交通省本省
地方運輸局	地方運輸局（沖縄総合事務局を含む。）
運輸支局	運輸支局（神戸運輸監理部兵庫陸運部及び沖縄総合事務局陸運事務所を含む。）
関係行政機関	荷主所管官庁（農林水産省及び経済産業省等）、労働関係所管官庁（厚生労働省）
トラック・物流Gメン	国土交通省 トラック・物流荷主特別対策室
Gメン調査員	法第38条に規定する地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の適正化事業調査員
貨物自動車運送事業者	法第3条の許可を受けた一般貨物自動車運送事業者、法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者及び法第36条第1項の届出をした貨物軽自動車運送事業者
倉庫業者	倉庫業法（昭和31年法律第121号）第3条の登録を受けた者
貨物利用運送事業者	貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第3条第1項の登録を受けた第一種貨物利用運送事業者、同法第20条の許可を受けた第二種貨物利用運送事業者及び同法第45条第1項の許可を受けた外国人国際第二種貨物利用運送事業者
違反原因行為	法附則第1条の2第1項に規定する貨物自動車運送事業者が法又はこの法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為
物流改正法	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和6年法律第23号）

目 次

I. 基本的考え方	3
I－1. 荷主への是正指導の背景・目的	3
I－2. 是正指導指針の制定趣旨	3
II. 荷主に対する是正指導	3
II－1. 定義	3
(1) 荷主の定義	3
(2) 違反原因行為の種別	4
(3) 是正指導の種別	8
II－2. 是正指導の実施	8
(1) 端緒となる情報	8
(2) 働きかけ	8
(3) 要請	9
(4) 勧告	9
(5) 荷主への調査等	9
II－3. 是正指導の方法	10
(1) 働きかけ	10
(2) 要請	10
(3) 勧告	12
II－4. 是正指導結果の確認等	13
(1) 働きかけ	13
(2) 要請	13
(3) 勧告	14
III. 是正指導の中止等の求め	15
(1) 是正指導の中止等の申出	15
(2) 是正指導の中止の手続き	15
IV. 荷主パトロール等の実施	15
IV－1. 荷主パトロール	15
IV－2. 街頭活動	16
IV－3. 荷主等に対する説明会等の開催	16
V. 情報の取扱い等	16
V－1. 情報提供者の保護	16
V－2. 情報提供の方法及び処理結果通知等	17
(1) 情報提供の方法	17
(2) 補充調査	17
(3) 処理結果の通知	17
V－3. 関係行政機関等との情報共有	18
(1) 関係行政機関との情報共有	18
(2) 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関との情報共有	18
様式例集	18

I. 基本的考え方

I-1. 荷主への是正指導の背景・目的

トラックドライバーは、他産業と比較して労働時間が長く、低賃金にあることから、担い手不足が課題であり、荷主・元請事業者等の理解と協力の下、荷待ち時間の削減や適正な運賃の收受等により、トラックドライバーの労働条件を改善することが急務となっている。

国土交通省では、適正な取引を阻害する行為を是正するため、貨物自動車運送事業法に基づき、荷主・元請事業者等への「働きかけ」「要請」等を実施してきたが、依然として荷主・元請事業者等に起因する長時間の荷待ちや、運賃・料金等の不当な据え置き等が十分に解消されていない。

このため、令和5年7月に「トラックGメン」を創設し、「トラックGメン」による調査結果を貨物自動車運送事業法に基づく荷主・元請事業者等への「働きかけ」「要請」等の是正指導に活用し、実効性を確保したところである。

また、令和6年11月には、物流全体の適正化を図る観点から「トラックGメン」を「トラック・物流Gメン」に改組し、倉庫業者からの情報収集を行うとともに、各都道府県のトラック協会が新たに設けた「Gメン調査員」とともに総勢360名の規模に体制拡充を図り、情報収集機能を強化している。

なお、2030年度に向けた政府の中長期計画を踏まえた構造的な賃上げ環境を実現するため、「トラック・物流Gメン」によって強力に荷主・元請事業者等への是正指導を行うとともに、令和7年4月に施行された物流改正法、令和7年5月に公布された下請法改正法を契機に、荷主・元請事業者等に対する一層の価格転嫁・取引適正化の推進が求められているところである。

I-2. 是正指導指針の制定趣旨

トラック・物流Gメンが荷主・元請事業者等に対する効果的な是正指導等を継続的に実施するためには、是正指導の透明性や公平性を確保し、貨物自動車運送事業者、倉庫業者及び荷主・元請事業者等からの一層の理解と協力を得ていく必要がある。

このため、トラック・物流Gメンが実施する是正指導の基準や考え方等を行政手続法第36条に基づく行政指導指針としてあらかじめ定めることにより、透明かつ公正な行政指導を確立することに資するとともに、貨物自動車運送事業者及び倉庫業者等からの荷主・元請事業者等の違反原因行為に関する積極的な情報提供を促し、本指導指針に記載された内容等を踏まえた商慣行の適切な見直しを荷主・元請事業者等が自主的に取り組むことを期待するものである。

II. 荷主に対する是正指導

II-1. 定義

(1) 荷主の定義

本指針の荷主は、法第2条第8項及び法第64条に定める以下の者をいう。

- ① 貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者
- ② 貨物自動車運送事業者が運送契約に基づき運送する貨物を当該貨物自動車運送事業者から受け取る者（他人のために貨物を受け取る者を除き、その者に受け取らせる者を含む。）（①に掲げる者を除く。）
- ③ 貨物自動車運送事業者が運送契約に基づき運送する貨物を当該貨物自動車運送事業者に引き渡す者（他人のために貨物を引き渡す者を除き、その者に引き渡させる者を含む。）（①に掲げる者を除く。）
- ④ ①に掲げる者が貨物利用運送事業者（第一種貨物利用運送事業者、第二種貨物利用運送事

業者及び外国人国際第二種貨物利用運送事業者をいう。) である場合にあっては、当該貨物利用運送事業者に運送の委託をした者（その者に委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）をした者を含む。）

- ⑤ 貨物自動車運送事業者が運送契約に基づき運送する貨物を当該貨物自動車運送事業者から受け取る者であって、他人のために当該貨物を受け取るもの
- ⑥ 貨物自動車運送事業者が運送契約に基づき運送する貨物を当該貨物自動車運送事業者に引き渡す者であって、他人のために当該貨物を引き渡すもの

(2) 違反原因行為の種別

① 長時間の荷待ち

- ・1時間以上の荷待ち¹（荷待ちのみで把握していない場合は2時間以上の荷待ち・荷役等²）が恒常的に発生している場合。

(荷待ち時間等の考え方)

イ 荷待ち時間

- ・集貨・配達を行う場所やその周辺の場所（以下「集荷場所等」という。）において、荷主の都合³により貨物の受渡しのために待機した時間であって、次のとおり算定される時間で判断される。

(i) 到着時刻・時間帯（以下「到着時刻等」という。）の指示がない場合

- ・トラックドライバーが集荷場所等に到着した時刻⁵（到着後速やかに受付等を行う場合はその時刻）から荷役等の開始時刻まで

(ii) 到着時刻等の指示があった場合

- (a) トラックドライバーが集荷場所等に、指示された到着時刻等よりも前に到着した場合

- ・指示された到着時刻等から荷役等の開始時刻まで

- (b) トラックドライバーが集荷場所等に、指示された到着時刻等に到着した場合

- ・当該到着時刻（到着後速やかに受付等を行う場合はその時刻）から荷役等の開始時刻まで

- (c) トラックドライバーが集荷場所等に、指示された到着時刻等よりも後に到着した場合

- ・当該到着時刻（到着後速やかに受付等を行う場合はその時刻）から荷役等の開始時刻まで

¹ 荷待ちとは、集荷もしくは配達を行うべき場所又はその周辺の場所において、荷主等の都合により貨物の受渡しのために待機したもの。

² 荷役等とは、トラックドライバーが行う荷役その他の附帯業務をいう。

³ 例えば、一時的な悪天候による障害や突発的な設備の故障等による荷待ちは含まれない。

⁴ 例えば、トラックドライバーが集荷場所等に到着した後、速やかに受付等を行わずに業務上の指示等により休憩する時間など、業務から完全に離れることができる時間は、「荷主の都合」に含まれない。また、トラックドライバーの到着の遅れに起因して荷役等の順番が後ろ倒しとなり生じた追加的な荷待ち時間、天候や交通事情等の荷主の責任によらず生じた荷待ちについても、「荷主の都合」に含まれない。

⁵ 早期到着等、受付等の時間外における時間帯は到着時刻とみなさない。

ロ 荷役等時間⁶

- ・ トラックドライバーが行う荷役その他の附帯業務に従事した時間であって、荷役等に従事していない時間は除かれる。

なお、荷役等時間から除くこととしている「荷役等に従事していない時間」とは、トラックドライバーが、トラック事業者の業務上の指示等により休憩する時間等を指し、当該時間は荷役等時間に含まれないが、迅速に車両を動かせるような状態での待機や荷役作業中の立会いが必要であるなど、業務から完全に離れることができず、実質的に休憩がとれていない時間は、「通常貨物自動車の運転の業務に附帯する業務」に従事している時間に該当し、荷役等時間に含まれる。

- ・ 貨物の種類やその性質により、荷役等の業務に要する時間が安全性、衛生及び技術等の観点から短縮することが難しい場合は、荷待ち時間の妥当性をもって判断される。

ハ 複数個所積み

- ・ 複数個所において荷積み又は荷卸しが行われる場合は、原則としてそれぞれの個所における荷待ち・荷役等の時間で判断される。ただし、同一事業所内の物流施設等であって、実態として当該各施設での荷待ち時間等を切り分けて計測することができない場合は、一つの事業所全体を一施設として判断することも可能とする。(この場合、事業所内を走行する時間が荷待ち時間等に含まれてしまい、荷待ち時間等を過大に評価してしまう可能性がある点に留意する必要がある。)

ニ 恒常に発生

- ・ 台風等による異常気象時、施設設備の故障、その他やむを得ない理由⁷による長時間荷待ち等は恒常的なものとは判断されない。ただし、繁忙期又は時間帯による貨物の集中等であって事前に一定の把握が可能なものは含まれる。

(証拠資料の例)

- ・ 集荷場所等の入退場記録、荷待ち・荷役時間が判別できるデジタルデータ、業務の記録(日報)、証拠画像など

② 契約にない附帯業務

- ・ 契約にない附帯業務であって、附帯業務の対価について合意がなされていない場合。

(附帯業務の例⁸)

- ・ 品代金の取立て、荷掛け金の立替え、貨物の荷造り、仕分、保管、検収及び検品、横持ち及び縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業など

(契約の有無の考え方)

- ・ 附帯業務とは、集荷地点等における積込み又は取卸し以外の業務。
- ・ 附帯業務の例に掲げている業務については、取引の実態として、委託者・受託者がともにその作業が運送の一部をなすものとして認識しており、かつ当該作業に係る対価を運賃に包含させることに両者間で異論がない場合を除き、原則として基本的な運送業務には含まれないため、これらの業務に関する契約が必要となる。
- ・ 原則として法第12条又は法第24条第2項で交付が義務付けられている運送契約の書面

⁶ 輸送の安全を確保するために運転業務と一体的に行われる養生作業、固縛、シート掛け等について、荷役等に該当せず荷役等時間に含まれないが、荷主等から特別の指示を受けて行うものに関しては荷役等時間に該当する。

⁷ 地震、津波、洪水等の警報等による道路の長時間通行止めなども含まれる。

⁸ 標準貨物自動車運送約款（平成二年運輸省告示第五百七十五号）の規定による例示。

交付⁹における附帯業務に関する内容及びその対価の記載の有無で判断される。

- ・契約にない附帯業務を行わせている荷主が、運送契約の当事者でない場合は、運送契約の当事者である荷主との交渉状況等を踏まえて総合的に判断される。
- ・附帯業務の対価の水準について合意がなされていないものについては、内容により運賃・料金の不当な据置きと判断される場合がある。
- ・荷卸し・荷積み業務については、標準運送約款に定める附帯業務ではないが、契約になく当該業務を行わせている場合は、その内容により、無理な運送依頼として判断される場合がある。

(証拠資料の例)

- ・運送契約書、作業記録、荷主が附帯業務を指示したことがわかる作業指示書や運送依頼状(配車依頼票)など

③ 運賃・料金の不当な据置き

- ・運賃・料金交渉を申し出たにもかかわらず正当な理由なく交渉に応じない場合。
- ・運賃・料金交渉において、根拠を示して交渉したにもかかわらず、貨物自動車運送事業者が求めた事項について必要な説明又は情報の提供を行わず運賃・料金の水準を据置く又は運賃・料金の水準を一方的に決定する場合。

(不当な据置き等の考え方)

- ・原則として荷主との交渉記録等により判断されるため、書面による交渉であることが望ましいが、口頭による交渉であってもやりとりを書面として保存しておくことが望ましい。
- ・標準的運賃（令和6年国土交通省告示第209号。以下同じ。）及び標準的運賃を基礎とした自社原価の提示は根拠を示していると判断される。
- ・交渉の結果、貨物自動車運送事業者が希望する運賃・料金の水準で決定されなかつたとしても、貨物自動車運送事業者が求めた事項について必要な説明又は情報の提供を荷主が行っている場合は、違反原因行為とは判断されない。
- ・他の貨物自動車運送事業者の運賃・料金の水準又は一律の水準で荷主が一方的に決定する行為は違反原因行為と判断される場合がある。
- ・入札の結果による運賃・料金の水準である場合は、原則として違反原因行為とは判断されない。

(証拠資料の例)

- ・運送契約書、荷主との運賃交渉記録、根拠として示した計算書類（原価計算書）など

④ 過積載運送の指示・容認

- ・荷主が過積載運送（過積載のおそれを含む。）となることを知りながら、積載の指示又は容認を行った場合

(指示・容認の考え方)

- ・貨物自動車運送事業者又はその従業員が過積載になると判断した理由及びその後の荷主側とのやりとり等の記録から判断される。
- ・明確な積載の指示がなくても、明らかに過積載になることを荷主が知りながら容認した場合も違反原因行為と判断される。

(証拠資料の例)

⁹ 法で認められているメール等による電子的な記録を含む。

- ・業務の記録（日報）、運行管理者の判断記録、過積載と判断した方法を記した書面、荷主が過積載を指示・容認したことがわかる荷主との連絡記録、運送依頼状（配車依頼票）など

⑤ 異常気象時の運送依頼

- ・異常気象時において、貨物自動車運送事業者又はその運行管理者（以下「貨物自動車運送事業者等」という。）が輸送の中止を判断し、荷主へその判断に至った理由等を報告したにもかかわらず、荷主に運送を強要された場合

（異常気象時の運送依頼の考え方）

- ・異常気象時とは「台風等による異常気象時における輸送の在り方について（令和2年2月28日付国自貨第136号）」による降雨時、暴風時、降雪時、視界不良（濃霧・風雪等）時、警報発表時をいう。
- ・貨物自動車運送事業者等の運送中止の判断は、上記通達による基準を目安とするが、荷主と事前に取り決めた基準で行うことも差し支えない。
- ・異常気象時のみならず、異常気象時前後においても貨物自動車運送事業者等が輸送経路における輸送の安全を確保できないと判断し、荷主へその理由等を報告したにもかかわらず、運送を強要された場合も違反原因行為と判断される場合がある。
- ・異常気象時において荷主に運送を強要された結果、貨物自動車運送事業者が輸送の安全を確保するための適切な措置を講じなかったとして行政処分を受けた場合は、荷主勧告が行われる場合がある。

（証拠資料の例）

- ・業務の記録（日報）、当時の天候記録、運送の中止を判断した基準、運行管理者の判断記録、荷主が運送依頼したことがわかる荷主との連絡記録や運送依頼状（配車依頼票）、異常気象時の対応を取り決めた運送契約書など

⑥ その他、無理な運送依頼

- ・荷主からの指示又は非協力により、貨物自動車運送事業者が法又はこの法に基づく命令を遵守して事業を遂行することを困難にさせる行為であって、他の違反原因行為に該当しないもの。

（無理な運送依頼の例）

- ・「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成13年8月20日国土交通省告示第1365号）」で定める拘束時間を超えなければ運送できない依頼を荷主が強要した場合
- ・適法な運行速度では間に合わない到着時間の設定を荷主が強要した場合
- ・法第12条に定める運送契約の書面による相互交付に協力を求められたにもかかわらず荷主が協力しない場合
- ・高速道路を使用しないと間に合わない時間を指定したにもかかわらず、高速道路料金を支払わない場合
- ・契約にない荷卸し、荷積み業務を荷主が強要した場合

（証拠資料の例）

- ・業務の記録（日報）、運行管理者の判断記録、荷主が運送依頼したことがわかる荷主との連絡記録や運送依頼状（配車依頼票）など

(3) 是正指導の種別

① 働きかけ

法附則第1条の2第2項に定める措置であって、荷主が違反原因行為をしている疑いがある場合において、貨物自動車運送事業者が法又はこの法に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について理解と協力を求め、違反原因行為の自主的な確認と改善を促すものをいう。

② 要請

法附則第1条の2第3項に定める措置であって、荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認める場合において、当該荷主に対し、違反原因行為をしないように要請するものをいう。

③ 励告

法附則第1条の2第4項に定める措置であって、②の要請を受けた荷主がなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認める場合において、当該荷主に対し、違反原因行為をしないように勧告するものをいう。

II - 2. 是正指導の実施

(1) 端緒となる情報

トラック・物流Gメンは、主に次の情報を端緒として調査を行い違反原因行為の疑いのある荷主に対して是正指導を実施する。

- イ 国土交通省ホームページに設置している意見募集窓口等に寄せられた情報
 - ロ トラック・物流Gメンが貨物自動車運送事業者又は倉庫業者¹⁰に対して実施した調査又は聴き取りの際に入手した情報
 - ハ トラック・物流Gメンが荷主に対して実施した調査又は聴き取りの際に入手した情報
 - ニ トラック・物流Gメンが荷主パトロール及びトラックドライバー等への聴き取りにより入手した情報
 - ホ 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関が行う巡回指導又は適正化調査業務においてGメン調査員が入手し、運輸支局に対して通知がなされた情報
 - ヘ 関係部局又は関係行政機関から共有された情報
- ただし、違反原因行為の疑いがある場合であっても次に該当する場合は、是正指導を行わないことがある。
- (i) 情報のは是正指導への活用について、情報提供者からの同意が得られていない場合
 - (ii) 是正指導を行った場合、荷主の取引等の状況から情報を提供した貨物自動車運送事業者の名称等が荷主に容易に推察されることが想定される場合（ただし、貨物自動車運送事業者の同意がある場合を除く。）
 - (iii) 当該荷主に対し過去6か月以内に同一の違反原因行為の疑いにより是正指導を実施している場合（同一の営業所等に対するものに限る。）。
 - (iv) トラック・物流Gメンによって、改善の進捗状況を確認中である場合

(2) 働きかけ

上記(1)の情報により違反原因行為をしている疑いのある荷主に対し、法附則第1条の2

¹⁰ 事業者団体からの情報を含む。

第2項の規定に基づき、貨物自動車運送事業者が法又はこの法に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について理解を求める働きかけ文書を発出する。

なお、上記II-1.(2)に示す証拠書類の提出がある等、違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由のある荷主に対しては、働きかけ文書を発出することなく、要請を行うことができる。

(3) 要請

上記(1)の情報に加え、次のいずれかにより違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められる荷主に対し、法附則第1条の2第3項の規定に基づき、要請文書を発出する。

- イ トラック・物流Gメン制度を通じて証拠を得たとき
- ロ 貨物自動車運送事業者又は荷主等から証拠となる資料の提出があったとき
- ハ 関係部局又は関係行政機関から証拠の提供があったとき
- ニ 同一の荷主に対して複数の情報提供者から同様の情報が寄せられ、荷主が違反原因行為をしている蓋然性があると認められるとき
- ホ 同一の荷主に対して短期間に複数回同様の情報¹¹が寄せられ、荷主が違反原因行為をしている蓋然性があると認められるとき
- ヘ その他相当な理由があるとき

ただし、当該荷主に対し同一の違反原因行為の疑いにより要請を実施しており、国土交通省において、II-4.(2)の改善の進捗状況を確認中である場合等については、文書の発出を行わない。

(4) 励告

上記(3)の要請を過去3年以内に受けた荷主であって、次のいずれかに該当し、なお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められる荷主に対し、法附則第1条の2第4項の規定に基づき、勧告文書を発出する。

- イ 要請を複数回受けたとき
- ロ 要請を受けた荷主であって、なお違反原因行為¹²をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められるとき
- ハ 要請を受けた荷主であって、事実確認及び改善計画の提出を行わない場合又は正当な理由がなく改善期間内に取組可能な改善が行われない場合
- ニ 勧告を受けた荷主であって、正当な理由なく改善期間内に改善が行われない場合

(5) 荷主の調査等

トラック・物流Gメンは、次の場合に荷主の任意の協力を得て、違反原因行為の事実関係等について、荷主の調査又は聴き取りを行う場合がある。

- イ 過去に働きかけを受けており、実態の確認を行う場合や引き続き違反行為が行われている

¹¹ 同一の情報が繰り返し寄せられた場合は除く。

¹² 過去の要請で指摘した違反原因行為とその後の違反原因行為に同じ種別のものが含まれている場合。

疑いがある情報をトラック・物流Gメンが把握した場合

- ロ 過去に要請を受けており、引き続き¹³違反行為が行われている疑いがある情報をトラック・物流Gメンが把握した場合
- ハ その他、特に荷主への調査等が必要と認められる場合

II-3. 是正指導の方法

(1) 働きかけ

① 働きかけ文書の発出

働きかけ文書は、別に定める様式例により、地方運輸局又は運輸支局（貨物軽自動車運送事業者に関するものに限る。）において、違反原因行為をしている疑いのある荷主の営業所等宛て¹⁴に発出することとする。

なお、働きかけを実施した場合は、本省において関係部局及び関係行政機関に情報を共有することとする。

【参考情報】

- ・荷主に対する働きかけ文書は、原則として荷主の営業所等宛てに郵送する。

② 働きかけの取扱い

働きかけ文書の発出にあたっては荷主に以下の事項を文書で伝えることとする。

- ・働きかけについては、トラック・物流Gメンが違反原因行為の疑いがある情報を把握した段階であり、違反原因行為の事実が確認されたものではないこと。
- ・当該営業所等のみならず本社も含めた社内の共有を行うこと。
- ・違反原因行為の詳細について確認したい場合は、トラック・物流Gメンに連絡を行うこと。
- ・働きかけを受けた事実については国土交通省から公表することはないが、V-2. (3)により、処理結果の通知を行う場合は、情報提供者に対して是正指導の内容を伝えることがあること。
- ・働きかけを受けたことにより行政上何らかの不利益を被ることはないこと。
- ・働きかけは自主的な改善を求めるものであり、改善報告等の必要はないこと。ただし、当局に対する荷主の自主的な改善報告や相談等を妨げるものではないこと。
- ・今後、荷主が違反原因行為をしていると疑うに足りる相当な理由があると判断できる情報を把握した場合は、要請を行うことがあり得ること。

(2) 要請

① 要請文書の発出

要請文書は、別に定める様式例により、地方運輸局において、違反原因行為をしている疑いのある荷主の営業所等宛てに発出することとし、あわせて本社に対し当該営業所等に要請を行った旨の通知書を発出する。ただし、複数の営業所等で違反原因行為を行っている疑いがある場合においては、本社に対して要請文書を発出することとする。

なお、当該荷主の違反原因行為が地方運輸局の管轄を跨いで相当数認められ、当該荷主が社

¹³ 改善の進捗状況を確認中の荷主は除く。

¹⁴ 複数の営業所等に対する違反原因行為の情報がある場合は、該当する複数の営業所等宛てにそれぞれ発出する。

会的影響の大きい大企業と考えられる場合は、本省において、関係する地方運輸局と調整の上、要請を実施する。

要請を実施した場合は、本省において関係部局及び関係行政機関に情報を共有することとする。

② 要請文書の発出とともにヒアリングを実施する場合

要請を行うに当たり、次のいずれかに該当する場合は、要請文書を発出するとともに、ヒアリング（Webによるものを含む。）を実施し、違反原因行為の確認等を行うことがある。

イ 当該荷主が大企業又は、要請を行うことにより社会的影響の大きいと考えられる企業である場合

ロ 重大又は悪質な違反原因行為を行っている可能性がある場合

ハ 関係行政機関からの証拠提供により要請文書を発出する場合

ニ その他、要請文書の発出のみならず、ヒアリングを実施する必要がある場合

また、ヒアリングの実施に当たっては、当該荷主の事業を所管する関係行政機関と事前¹⁵に情報を共有し、必要に応じて関係行政機関はヒアリングに同席することができることとする。

なお、地方運輸局が行うヒアリングに係る関係行政機関の地方機関の対応については、対面やWebのほか、荷主への協力を要請する文書発出など、関係行政機関の地方機関の諸事情にも配慮した適切な方法を選択できることとする。

【参考情報】

・対面によるヒアリングを伴わない荷主に対する要請文書は、荷主の本社又は営業所等宛てに「郵送」する。

③ 要請の取扱い

要請文書の発出にあたっては荷主に以下の事項を文書で伝えることとする。

・要請については、トラック・物流Gメンが相当の理由により違反原因行為の疑いがあると判断した段階であり、違反原因行為の事実が確認されたものではないこと。

・社内において指摘を受けていない他の営業所等を含めて違反原因行為の有無を確認し、違反原因行為が確認された場合は、概ね1か月程度で改善計画とともに確認結果の報告を求めるものであること。（違反原因行為が確認されなかった場合はその旨を報告）

・違反原因行為の詳細について確認したい場合は、トラック・物流Gメンに連絡を行うこと。

・要請を受けた事実については国土交通省から公表することはないが、V-2. (3)により、処理結果の通知を行う場合は、情報提供者に対して是正指導の内容を伝えることがあること。

・要請を受けたことにより行政上何らかの不利益を被ることはないこと。

・営業所等に要請文書を発出している場合は、本社にも通知を行っていること。

・今後、違反原因行為に対する改善状況を確認し、改善のために要する期間中に改善が認められない場合や、改善期間後においても、なお荷主が違反原因行為をしていると疑うに足りる相当な理由があると判断できる情報が得られた場合は、勧告を行い公表することがあり得ること。

¹⁵ 関係行政機関との事前調整は、原則として要請を実施する地方運輸局と関係行政機関の地方機関同士で行うが、事前調整が困難と認められる場合は、本省間で調整を行うこととする。

(3) 励告

① 励告文書の発出

勧告文書は、別紙に定める様式例により、本省において、荷主の本社宛てに手交し、本省及び関係行政機関が認める期限までに改善を行わせ、当該期限までに改善が認められない場合には、未改善の事項について改めて勧告及び公表することとする。

なお、本省又は関係行政機関は、当該期間中に改善状況を定期的に確認することとする。

【参考情報】

- ・違反原因行為を改善するために必要な期間は、概ね1年以内の期間で勧告を受けた荷主が設定し、本省等でその妥当性を判断する。
- ・違反原因行為の改善は、原則として対面により、改善状況等を示すデータと合わせて確認することとする。
- ・荷主の取組不足等により、改善が認められない場合は、未改善事項について改めて勧告及び公表することとする。

② 励告した旨の公表

荷主名及び概要の公表

荷主名及び概要の公表は、本省、関係行政機関及び地方運輸局において行うこととし、公表方法等は次の要領によることとする。

イ 公表事項

本省は、次に掲げる事項（以下「公表事項」という。）を、関係行政機関及び地方運輸局へ報告することとする。

- (i) 勧告を行った年月日
- (ii) 荷主の氏名又は名称及び位置（番地まで）
- (iii) 勧告の内容
- (iv) 違反原因行為の内容
- (v) 運送事業者が違反行為を行っている場合にはその違反行為の概要
- (vi) その他の事項として、勧告を受けた荷主が過去3年以内に他の違反原因行為に基づく勧告又は、法第65条の規定に基づく勧告を受けている場合には、それら全ての勧告について、上記(i)及び(vi)の事項

ロ 公表方法

- (i) 本省及び上記(3)の勧告を受けた荷主の本社住所地を管轄する地方運輸局は、公表事項をホームページへ掲載し、報道機関へ情報提供するなどして広く公表することとする。
- (ii) 関係行政機関にあっては、国土交通省がプレスリリースした内容を各省の記者クラブへ投げ込みを行うなど、可能な範囲で国土交通省に協力することとする。
- (iii) (i)以外の地方運輸局は、公表事項をホームページへ掲載する。

③ 励告の取扱い

勧告文書の発出にあたっては荷主に以下の事項を伝えることとする。

- ・社内において指摘を受けていない他の営業所等を含めて違反原因行為の有無を確認し、違反原因行為が確認された場合は、概ね1か月程度で改善計画とともに確認結果の報告を求めるものであること。
- ・今後、違反原因行為に対する改善状況を確認し、正当な理由なく改善期間内に改善が行われない場合は、未改善事項について、再度勧告を行い公表することがあり得ること。

II-4. 是正指導結果の確認等

(1) 働きかけ

働きかけは、荷主への自主的な確認と改善を促すものであることから、原則として改善結果の報告等は行わせないものとする。

ただし、働きかけを受けた荷主の自主的な改善報告や相談等を妨げるものではなく、また、是正指導後の状況等について、必要に応じて、IV-1. の荷主パトロール等による改善状況の確認を行うことがある。

(2) 要請

① 要請事実の確認及び改善計画書の作成

- ・要請文書の発出に当たっては、概ね1か月程度の期限を付して荷主に要請事実の確認及び改善計画の作成を求める。
- ・改善計画の作成にあたっては、必要な改善期間¹⁶を当該荷主から聴取し、当該期間が妥当であると考えられる場合は、当該荷主に改善期間までに改善計画を作成し、要請を行った国土交通省担当部局に提出させることとする。
- ・荷主による要請事実の確認の結果、要請時点において違反原因行為が既に解消済みである等の事由により、改善計画の作成を求める必要がないと認められる場合にあっては、その旨の報告を下記③に準じてさせるものとする。

【参考情報】

改善計画に盛り込む内容の例

- ・違反原因行為の事実関係（発生場所、発生状況、原因等）
- ・改善に向けて実施中の取組内容
- ・今後取組む施策と内容
- ・今後のスケジュール
- ・改善に要する期間（改善期間）

② 改善の進捗状況の確認

- ・改善計画の提出後は、改善計画の設定期間に応じて、改善の進捗状況を確認¹⁷することとする。
- ・改善の進捗状況の確認にあたっては、必要に応じて関係行政機関を同席させることができる。
- ・改善の進捗状況の確認において、改善期間、改善計画の追加・修正等が必要となった場合は、その理由が妥当である場合には追加・修正等を行うこととする。
- ・正当な理由がなく当該期間内に改善が認められない場合には、II-2. (4) ハに該当し、勧告の対象とすることとする。

③ 改善結果の報告

- ・改善計画が完了した場合には、下記事項を記載した書面について、要請を行った国土交通省担当部局に提出させ、改善事項の確認を行うものとする。

(i) 要請（指摘事項）の内容

¹⁶ 概ね1年以内の範囲で設定する。

¹⁷ 改善計画の設定期間に応じ、概ね3か月程度毎に確認

- (ii) 違反原因行為を生じさせた原因
- (iii) 改善した内容（再発防止策を含む）
- (iv) その他特記事項

- ・ヒアリングを伴う要請を実施した場合は、国土交通省は当該書面を関係行政機関へ共有し、改善内容の適否を照会することとする。
- ・確認の結果、改善がなされたと判断された場合は、当該改善報告の受領をもって指導を終了する。

④ その他

- ・改善期間の聴取等、国土交通省からの指導や連絡に正当な理由なく応じない荷主については、II-2. (4) ハにより勧告の対象とともに、国土交通省が所管する事業以外の事業を主たる業務として実施する荷主に対しては、関係行政機関に必要な協力を求めるなど、国土交通省が関係行政機関と連携の上、適切に対応するものとする。

【参考情報】

- ・改善期間は、当該荷主が申告した期間に妥当性があれば当該期間とし、妥当性がなければ国土交通省において適切な期間を設定することとする。
- ・違反原因行為の改善報告は、対面、Web又は電子メール添付の書面のいずれかで確認することとし、対面又はWebの場合であっても改善状況に係るデータは電子メールに添付する書面で別途求めるものとする。

(3) 勧告

① 改善計画書の作成

- ・勧告書の発出に当たっては、概ね1か月程度の期限を付して荷主に改善計画の作成を求める。
- ・改善計画の作成にあたっては、必要な改善期間（概ね1年以内を目途とする。）を当該荷主から聴取し、当該期間が妥当であると考えられる場合は、当該荷主に改善期間までの改善計画を作成し、本省担当部局に提出させることとする。

② 改善の進捗状況の確認

- ・改善計画の提出後は、概ね1か月毎に前月までの改善状況を報告させることとし、関係行政機関とともに改善の進捗状況を確認することとする。
- ・改善の進捗状況の確認において、改善期間、改善計画の追加・修正等が必要となった場合は、その理由が妥当である場合には追加・修正等を行うこととする。

③ 改善結果の確認

改善計画が完了した場合には、下記事項を記載した書面を本省担当部局に提出させ、改善事項の確認を行うこととし、本省は、当該書面を関係行政機関へ共有し、改善内容の適否を相談し、改善がなされたと判断された場合は、当該改善報告の受領をもって指導を終了する。

- (i) 勧告（指摘事項）の内容
- (ii) 違反原因行為を生じさせた原因
- (iii) 改善した内容（再発防止策を含む）
- (iv) その他特記事項

④ その他

改善期間の聴取等、本省からの指導や連絡に応じない荷主であって、国土交通省が所管

する事業以外の事業を主たる業務として実施する荷主に対しては、関係行政機関に必要な協力を求めるなど、国土交通省が関係行政機関と連携の上、適切に対応するものとする。

III. 是正指導の中止等の求め

(1) 是正指導の中止等の申出

- ・是正指導を受けた荷主は、是正指導の理由となった違反原因行為を自ら¹⁸が行っているものではない場合又は法に規定する荷主に該当しない場合など、当該是正指導が法に規定する要件に適合しない¹⁹と思料するときは、当該是正指導を行った国土交通省担当部局に対し、その旨を申し出て、当該是正指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該是正指導が荷主に対するヒアリングを経て行われたものであり、是正指導の内容及びその理由を明らかにした上で、是正指導を行うことについて荷主に意見を陳述する機会を付与されてなされたものである場合はこの限りではない。
- ・上記の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出して行うこととする。
 - (i) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所
 - (ii) 当該是正指導の内容
 - (iii) 当該是正指導が法に規定する要件に適合しないと思料する理由
 - (iv) その他参考となる事項
- ・上記申出書には、参考となる資料等を添付することができる。

(2) 是正指導の中止の手続き

- ・上記(1)の申出を受けた国土交通省担当部局は、必要な調査²⁰を行い、当該是正指導が法に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該是正指導の中止を荷主に対して文書で通知するものとする。
- ・荷主に対し当該是正指導の中止を通知する場合、当該事案がV-2.(3)の規定による情報提供者への処理結果の通知を行っている場合は、当該情報提供者へ是正指導の中止を文書で通知するものとする。

IV. 荷主パトロール等の実施

IV-1. 荷主パトロール

地方運輸局及び運輸支局のトラック・物流Gメンによる荷主パトロールの活動は、主に以下の場面に実施することとし、必要に応じて関係行政機関及びGメン調査員と連携して行う。

なお、荷主パトロールによる荷主への訪問及び調査は、事前に荷主へ訪問することを約することなく実施することも可能とするが、荷主の任意協力によるものであることに十分に留意し、荷主の事業活動に支障が出ないように十分に配慮することとする。

- ① トラックドライバーに対する時間外労働時間の上限規制導入に伴う諸問題に対する荷主への啓発活動として、トラック・物流Gメン等が荷主の営業所等へ直接訪問し、貨物自動車運送事業者が法又はこの法に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性等について理解と協力を求める場合

¹⁸ 委託等を含む。

¹⁹ 是正指導は違反原因行為をしている「疑い」のある情報を把握した段階で実施するものであるため、原則として違反原因行為の事実の有無はここでいう要件には該当しない。なお、「要請」については、II-4.(2)①により要請事実の確認を行う。

²⁰ 荷主に対して申出書の裏付けとなる資料の提出依頼を含む。

- ② トラック・物流Gメンの活動によって得られた違反原因行為の確認・証拠収集のため、荷主の物流拠点の敷地外から荷待ち状況等の調査を行う場合
- ③ 是正指導を実施済みの荷主に対し、違反原因行為の改善状況等について、訪問又は荷主の物流拠点の敷地外から確認を行う場合

IV-2. 街頭活動

地方運輸局及び運輸支局のトラック・物流Gメンによる街頭活動は主に以下の場合に実施することとし、必要に応じて関係行政機関及びGメン調査員と連携して行う。

なお、トラックドライバーに対する聴き取りは、トラックドライバーの任意協力によるものであることに十分に留意するとともに、トラックドライバーが荷主から業務上の不利益を被ることがないように配慮して行うこと。

- ① 荷主の物流拠点近傍等において、荷待ち等で待機しているトラックドライバーに対する荷待ち状況等の聴取及び違反原因行為の情報提供等を呼び掛ける場合
- ② 高速道路のS A・P A及びトラックステーション等において、トラックドライバーに対して違反原因行為の情報提供等を呼び掛ける場合

IV-3. 荷主等に対する説明会等の開催

地方運輸局及び運輸支局のトラック・物流Gメンは、様々な機会を捉え、荷主及びその関係団体に対して貨物自動車運送事業者が法又はこの法に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう配慮することの重要性について理解と協力を求めるとともに、令和7年4月から施行された物流改正法を踏まえ、物流効率化及び多重下請け構造の是正に向けた取引環境の適正化のための取組み等を行うことの必要性について、適宜説明会等（Webによるものを含む。）を実施するものとする。

なお、説明会等の開催にあたっては、必要に応じて関係行政機関及びGメン調査員と連携して実施することとする。

V. 情報の取扱い等

V-1. 情報提供者の保護

トラック・物流Gメン又はGメン調査員に対して提供された情報は、荷主に対して是正指導又は調査を行う場合においては、情報提供者の氏名等が荷主に推察されることがないよう十分留意するとともに、以下のとおり取り扱うこととする。

- ・是正指導を行うことにより情報提供者の氏名等が荷主に推察されるおそれがある場合は、荷主パトロール等の実施に代えるなど、情報提供者の保護に配慮した指導又は活動を検討すること。
- ・是正指導後の荷主からの問い合わせ等においては、原則として情報提供者の氏名等が判別できるような情報は荷主へ伝えないこと。
- ・情報提供者の同意を得た場合²¹に限り、荷主へ違反原因行為の具体的な事実（日時及び行為の詳細）及び情報提供者の名称等について荷主へ開示することができる。

²¹ 情報提供者が違反原因行為を受けている貨物自動車運送事業者ではない場合は、原則として当該貨物自動車運送事業者の代表者の同意が得られた場合。

V-2. 情報提供の方法及び処理結果通知等

(1) 情報提供の方法

何人であっても荷主が違反原因行為を行っている事実があると認める場合は、国土交通省ホームページに設置している意見募集窓口又は地方運輸局及び運輸支局のトラック・物流Gメンに対してその情報を提供することができる。また、情報提供者が貨物自動車運送事業者又はその従業員である場合は、Gメン調査員に対してもその情報を提供することができる。

この場合、トラック・物流Gメンが荷主に対して是正指導を行う端緒として取り上げ、調査するかどうか適切に判断するため、次の事項が可能な限り明らかにされている情報であって、荷主の違反原因行為を証明するような資料（II-1.（2）に掲げる資料等）を添付されることが望ましい。

イ 情報提供者の氏名、住所、事業者名、連絡先（電話番号、電子メールアドレス）

ロ 違反原因行為を行っている荷主の名称、法人番号²²、代表者名、本社所在地

ハ 違反原因行為の具体的な事実について次の事項

（i）違反原因行為が行われた日時

（ii）違反原因行為が行われた場所（住所、営業所名等）

（iii）主な輸送品目

（iv）発荷主、着荷主の別

（v）真荷主²³の名称（荷主が元請事業者である場合）

（vi）違反原因行為を受けている貨物自動車運送事業者の名称（他社の状況を含む。）

（vii）違反原因行為の種別

（viii）違反原因行為の具体的な内容（行為の詳細）

（ix）違反原因行為に該当すると判断した理由

（x）その他参考となる情報（荷主との契約内容、交渉状況等）

(2) 補充調査

上記（1）により提供された違反原因行為に関する情報は、トラック・物流Gメンが内容を確認し、必要に応じて情報提供者に対して連絡の上、具体的な事実の確認及び証拠となる資料の提供依頼を行うことがある。

また、情報提供者が貨物自動車運送事業者以外である場合は、違反原因行為を受けている貨物自動車運送事業者に対して、違反原因行為の詳細及び情報の取扱いについて確認を行うことがある。

なお、違反原因行為に関する情報がGメン調査員に対して提供されたものである場合は、当該調査員から情報提供者等に確認を行うことがある。

(3) 処理結果の通知

上記（1）の情報提供が本省Webサイトに設置する専用の投稿窓口により行われ、情報提供者の氏名又は名称、住所及び連絡先等の必要となる事項を記載した上で、違反原因行為の具体的な事実を示しているものと確認され、情報提供者がその処理結果の通知を希望している場

²² 国税庁法人番号公表サイト（<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>）。

²³ 法第12条に規定する自らの事業に関して貨物自動車運送事業者との間で運送契約を締結して貨物の運送を委託する者であって、貨物自動車運送事業者以外のもの。

合には、情報提供に係る事案について、どのような是正指導を行ったのか、あるいは行わなかったのかを情報提供者に通知するものとする。

この場合、情報提供者が貨物自動車運送事業者、倉庫業者又はその従業員である場合は、その事業者の住所を管轄する地方運輸局又は運輸支局（情報提供者がそれ以外の者である場合は、その者の住所を管轄する地方運輸局）から、別に定める様式例により、原則として情報提供のあった日から3か月以内に通知する。

なお、情報提供がトラック・物流Gメン又はGメン調査員に直接なされた場合には、上記と同等の必要な事項が聴取できたものと確認され、情報提供者が処理結果の通知を希望している場合には同様に処理結果通知を行うことができる。

V-3. 関係行政機関等との情報共有

(1) 関係行政機関との情報共有

荷主に対する是正指導を行った場合、国土交通省の関係部局及び関係行政機関に情報を共有し連携を行うこととする。

また、トラック・物流Gメンが把握した荷主に対する違反原因行為の情報について、必要に応じて関係部局又は関係行政機関に共有するとともに、情報の内容についてトラック・物流Gメンが下請代金支払遅延等防止法に関する情報を含むものであると判断した場合は、情報提供者からあらかじめ申出がない限り、公正取引委員会及び中小企業庁に対してその情報を共有することがある。

(2) 地方貨物自動車運送適正化事業実施機関との情報共有

荷主に対する是正指導を行った場合、必要に応じて地方貨物自動車運送適正化事業実施機関のGメン調査員に情報を共有することとする。また、II-2. (1) ホにより当該機関から通知のあった情報に係る荷主への対応については、当該機関のGメン調査員と事案の処理状況について、適切に情報共有及び連携を行う。

附 則

本指針は、令和7年10月1日から適用する。

様 式 例 集

①運輸局働きかけ様式例（本局）

事務連絡
令和年月日

○○○○株式会社 ○○営業所 御中

○○運輸局自動車交通部貨物課

トラック運送事業者の法令遵守のための荷主としてのご配慮について（働きかけ）

日頃より、国土交通行政に対してご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

トラック運送業は、国民生活を支える重要な社会インフラである一方、令和6年4月からは、トラックドライバーに対しても、時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されており、輸送力不足から物流の停滞が懸念される、いわゆる「2024年問題」への対応が求められているところです。

また、令和7年4月には、多重下請構造是正のための運送体制の可視化の義務付けなど、適正な運賃収受に向けた意識を醸成する措置や、荷待ち時間削減等の取組を義務付ける措置などを盛り込んだ物流改正法が施行されたところであります、我が国の暮らしと経済を支える社会インフラである物流産業の持続的成長の実現に向けて、関係省庁が一丸となり取り組んでいく必要があります。

トラック運送事業者が法令を遵守し、事業を安定的に継続していくためには、荷主の皆様のご理解・ご協力が不可欠ですが、今般、貴社の事業所において、下記のとおりトラック運送事業者が貨物自動車運送事業法又は同法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下「違反原因行為」という。）をしている疑いがあるとの情報を把握しましたので、同法附則第1条の2第2項の規定に基づく措置として、本書を送付するものです。

貴社におかれましては、トラック運送事業者が貨物自動車運送事業法を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について十分ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

また、本書の送付により、改善報告等の特別な措置を求めるものではありませんが、貴社内において違反原因行為が行われていないか自主的にご確認いただくとともに、今後、違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があるとの情報が得られた場合には、貨物自動車運送事業法附則第1条の2第3項の規定に基づき、要請を発動することがある旨を申し添えます。

なお、本件については、関係部局及び関係行政機関とも情報共有を行います。

記

・違反原因行為の内容

○○○○○○○○

※情報提供者から承諾を得ている場合に限り、具体的事実（日時及び行為の詳細）

を記載可能

【問い合わせ先】

○ ○○運輸局自動車交通部貨物課
〒○○○○ ○○○○○○
TEL ○○○-○○○-○○○

○○○○株式会社 ○○営業所 御中

○○運輸局○○運輸支局輸送担当

トラック運送事業者の法令遵守のための荷主としてのご配慮について（働きかけ）

日頃より、国土交通行政に対してご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

トラック運送業は、国民生活を支える重要な社会インフラである一方、令和6年4月からは、トラックドライバーに対しても、時間外労働の上限規制（年960時間）が適用されており、輸送力不足から物流の停滞が懸念される、いわゆる「2024年問題」への対応が求められているところです。

また、令和7年4月には、多重下請構造是正のための運送体制の可視化の義務付けなど、適正な運賃収受に向けた意識を醸成する措置や、荷待ち時間削減等の取組を義務付ける措置などを盛り込んだ物流改正法が施行されたところであります、我が国の暮らしと経済を支える社会インフラである物流産業の持続的成長の実現に向けて、関係省庁が一丸となり取り組んでいく必要があります。

トラック運送事業者が法令を遵守し、事業を安定的に継続していくためには、荷主の皆様のご理解・ご協力が不可欠ですが、今般、貴社の事業所において、下記のとおりトラック運送事業者が貨物自動車運送事業法又は同法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下「違反原因行為」という。）をしている疑いがあるとの情報を把握しましたので、同法附則第1条の2第2項の規定に基づく措置として、本書を送付するものです。

貴社におかれましては、トラック運送事業者が貨物自動車運送事業法を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について十分ご理解いただけますよう、お願い申し上げます。

また、本書の送付により、改善報告等の特別な措置を求めるものではありませんが、貴社内において違反原因行為が行われていないか自主的にご確認いただくとともに、今後、違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があるとの情報が得られた場合には、貨物自動車運送事業法附則第1条の2第3項の規定に基づき、要請を発動することがある旨を申し添えます。

なお、本件については、関係部局及び関係行政機関とも情報共有を行います。

記

・違反原因行為の内容

○○○○○○○○

※情報提供者から承諾を得ている場合に限り、具体的な事実（日時及び行為の詳細）
を記載可能

【問い合わせ先】

○ ○○運輸局○○運輸支局輸送担当
〒○○○○○ ○○○○○○○
TEL ○○○-○○○-○○○

○「働きかけ」文書の取り扱いについて

- ・働きかけについては、トラック・物流Gメンが違反原因行為の疑いがある情報を把握した段階であり、違反原因行為の事実が確認されたものではありません。
- ・この「働きかけ」は、貴社内で問題意識の共有と事実確認の上、改善すべき点が見つかった場合、自主的に是正を行っていただくためのものです。
- ・本書を受け取った際には、必ず貴社内での共有をお願いいたします。
- ・違反原因行為の詳細を確認されたい場合は、問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。
- ・働きかけを受けた事実については国土交通省から公表することはありませんが、処理結果通知制度により通知を行う場合は、情報提供者に対して是正指導の内容を文書で伝えることがあります。
- ・働きかけを受けたことにより行政上何らかの不利益を被ることはありません。
- ・当局から改善報告等を求めるることはいたしませんが、自主的に改善報告等を行うことを妨げるものではありません。
- ・今後、荷主が違反原因行為をしていると疑うに足りる相当な理由があると判断できる情報を把握した場合は、要請を行うことがあります。

○参照条文【貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）】

附 則

（違反原因行為への対処）

- 第1条の2 国土交通大臣は、当分の間、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下この条において「違反原因行為」という。）を荷主がしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該荷主に関する情報を提供することができる。
- 2 国土交通大臣は、当分の間、前項の荷主に対し、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について理解を得るために必要な措置を講ずることができる。
- 3 国土交通大臣は、当分の間、荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう要請することができる。
- 4 国土交通大臣は、当分の間、前項の規定による要請を受けた荷主がなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう勧告することができる。ただし、第65条第1項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。
- 6 関係行政機関の長は、荷主による違反原因行為の効果的な防止を図るため、第2項から第4項までの規定の実施について、国土交通大臣に協力するものとする。
- 7 国土交通大臣は、第2項から第4項までの規定の実施に際し、貨物自動車運送事業者に対する荷主の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項に規定する不公正な取引方法に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。
- 8 地方実施機関は、当分の間、貨物自動車運送事業者に対する荷主の行為が違反原因行為に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、その事実を国土交通大臣に通知するものとする。ただし、第39条の2第5項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

○○○○○○○株式会社 御中

国土交通大臣

トラック運送事業者の法令違反行為の防止について（要請）

国土交通省では、トラック運送事業者の法令違反行為の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら諸対策を講じているところです。

今般、貴社の下記事業所に対して、トラック運送事業者が貨物自動車運送事業法又は同法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下「違反原因行為」という。）をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められたことから、同法附則第1条の2第3項の規定に基づき、違反原因行為をしないよう要請いたします。

トラック運送事業者が法令を遵守し、輸送の安全の確保や効率的な物流機能を安定的に維持していくためには、荷主の方々のご理解とご協力が不可欠でありますので、違反原因行為の解消に向けた計画を作成の上、万全の対策を講じていただきますよう、重ねてお願ひいたします。

なお、本件につきましては、違反原因行為の効果的な防止を図るため、貨物自動車運送事業法附則第1条の2第6項の規定を踏まえ、関係行政機関とも情報を共有させていただきます。

最後に、本書発出後、違反原因行為に対する改善状況を確認させていただくこととしておりますが、改善のために要する期間中に改善が認められない場合や、なお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められた場合には、貨物自動車運送事業法附則第1条の2第4項の規定に基づき、勧告を発動し、国土交通省及び関係行政機関において公表する旨、申し添えます。

記

・違反原因行為の疑いがあると認められた事業所

・違反原因行為の内容 ※情報提供者から承諾を得ている場合に限り、具体的な事実（日時及び行為の詳細）を記載可能
○○○○○○○

【問い合わせ先】

(制度全体)

国土交通省物流・自動車局

貨物流通事業課 トラック荷主特別対策室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

TEL 03-5253-8111 (内線 41-334)

(倉庫業、利用運送業関係)

同局貨物流通事業課貨物流通経営戦略室

TEL (内線)

・荷主が倉庫業者又は利用運送事業者である場合は、問い合わせ先に貨流室を連名で追加。

③-2 本省要請様式（国土交通大臣）
(関係省庁クレジット連名用)

起案番号
令和 年 月 日

○○○○○○○株式会社 御中

国土交通大臣

トラック運送事業者の法令違反行為の防止について（要請）

国土交通省では、トラック運送事業者の法令違反行為の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら諸対策を講じているところです。

今般、貴社の下記事業所に対して、トラック運送事業者が貨物自動車運送事業法又は同法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下「違反原因行為」という。）をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められたことから、同法附則第1条の2第3項の規定に基づき、違反原因行為をしないよう要請いたします。

トラック運送事業者が法令を遵守し、輸送の安全の確保や効率的な物流機能を安定的に維持していくためには、荷主の方々のご理解とご協力が不可欠でありますので、違反原因行為の解消に向けた計画を作成の上、万全の対策を講じていただきますよう、重ねてお願ひいたします。

なお、本件につきましては、違反原因行為の効果的な防止を図るため、貨物自動車運送事業法附則第1条の2第6項の規定を踏まえ、関係行政機関とも情報を共有した上、交付させていただいております。

最後に、本書発出後、違反原因行為に対する改善状況を確認させていただくこととしておりますが、改善のために要する期間中に改善が認められない場合や、なお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められた場合には、貨物自動車運送事業法附則第1条の2第4項の規定に基づき、勧告を発動し、国土交通省及び関係行政機関において公表する旨、申し添えます。

記

・違反原因行為の疑いがあると認められた事業所

・違反原因行為の内容

○○○○○○○

※情報提供者から承諾を得ている場合に限り、具体的な事実
(日時及び行為の詳細)を記載可能

【問い合わせ先】

(制度全体)

国土交通省物流・自動車局

貨物流通事業課 トラック荷主特別対策室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3

TEL 03-5253-8111 (内線 41-334)

(倉庫業、利用運送業関係)

同局貨物流通事業課貨物流通経営戦略室

TEL (内線)

【関係行政機関】

- ・荷主が倉庫業者又は利用運送事業者である場合は、問い合わせ先に貨流室を連名で追加。
- ・ヒアリングを同時に実施する事案等である場合は、関係省庁のクレジットを追加

④-1 運輸局要請様式（運輸局長）
(本社あて)
(関係省庁連名クレジット用)

起案番号
令和 年 月 日

○○○○○○○株式会社 御中

○○運輸局長

トラック運送事業者の法令違反行為の防止について（要請）

国土交通省では、トラック運送事業者の法令違反行為の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら諸対策を講じているところです。

今般、貴社の下記事業所に対して、トラック運送事業者が貨物自動車運送事業法又は同法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下「違反原因行為」という。）をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められたことから、同法附則第1条の2第3項の規定に基づき、違反原因行為をしないよう要請いたします。

トラック運送事業者が法令を遵守し、輸送の安全の確保や効率的な物流機能を安定的に維持していくためには、荷主の方々のご理解とご協力が不可欠でありますので、違反原因行為の解消に向けた計画を作成の上、万全の対策を講じていただきますよう、重ねてお願ひいたします。

なお、本件につきましては、違反原因行為の効果的な防止を図るため、貨物自動車運送事業法附則第1条の2第6項の規定を踏まえ、関係行政機関とも情報を共有した上、交付させていただいております。

最後に、本書発出後、違反原因行為に対する改善状況を確認させていただくこととしておりますが、改善のために要する期間中に改善が認められない場合や、なお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められた場合には、貨物自動車運送事業法附則第1条の2第4項の規定に基づき、勧告を発動し、国土交通省及び関係行政機関において公表する旨、申し添えます。

記

・違反原因行為の疑いがあると認められた事業所

・違反原因行為の内容

○○○○○○○

※情報提供者から承諾を得ている場合に限り、具体的事実
(日時及び行為の詳細) を記載可能

【問い合わせ先】

○ ○○運輸局自動車交通部貨物課
〒○○○○○ ○○○○○○○
TEL ○○○-○○○-○○○

【倉庫業担当部署】

○ 同局交通政策部環境・物流課
TEL ○○○-○○○-○○○

【関係行政機関】

○
○

- ・荷主が倉庫業者である場合は、問い合わせ先に環境・物流課を連名で追加。
- ・ヒアリングを同時に実施する事案等である場合は、関係省庁のクレジットを追加

④-2 運輸局要請様式（運輸局長）
(営業所あて)
(関係省庁連名クレジット用)

起案番号
令和 年 月 日

○○○○○○株式会社○○営業所 御中

○○運輸局長

トラック運送事業者の法令違反行為の防止について（要請）

国土交通省では、トラック運送事業者の法令違反行為の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら諸対策を講じているところです。

今般、貴社の下記事業所に対して、トラック運送事業者が貨物自動車運送事業法又は同法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下「違反原因行為」という。）をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められたことから、同法附則第1条の2第3項の規定に基づき、違反原因行為をしないよう要請いたします。

トラック運送事業者が法令を遵守し、輸送の安全の確保や効率的な物流機能を安定的に維持していくためには、荷主の方々のご理解とご協力が不可欠でありますので、違反原因行為の解消に向けた計画を作成の上、万全の対策を講じていただきますよう、重ねてお願ひいたします。

なお、本件につきましては、違反原因行為の効果的な防止を図るため、貨物自動車運送事業法附則第1条の2第6項の規定を踏まえ、関係行政機関とも情報を共有した上、交付させていただいており、別途貴社の本社に対しても通知させていただいております。

最後に、本書発出後、違反原因行為に対する改善状況を確認させていただくこととしておりますが、改善のために要する期間中に改善が認められない場合や、なお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められた場合には、貨物自動車運送事業法附則第1条の2第4項の規定に基づき、勧告を発動し、国土交通省及び関係行政機関において公表する旨、申し添えます。

記

・違反原因行為の疑いがあると認められた事業所

・違反原因行為の内容

○○○○○○○

※情報提供者から承諾を得ている場合に限り、具体的な事実
(日時及び行為の詳細)を記載可能

【問い合わせ先】

○ ○○運輸局自動車交通部貨物課
〒○○○○○ ○○○○○○○
TEL ○○○-○○○-○○○

【倉庫業担当部署】

○ 同局交通政策部環境・物流課
TEL ○○○-○○○-○○○

【関係行政機関】

○
○

- ・荷主が倉庫業者である場合は、問い合わせ先に環境・物流課を連名で追加。
・ヒアリングを同時に実施する事案等である場合は、関係省庁のクレジットを追加

④-3 運輸局要請様式（運輸局長）
(営業所あての場合の本社あて通知)
(関係省庁連名クレジット用)

起案番号の2
令和 年 月 日

○○○○○○○○株式会社 御中

○○運輸局長

トラック運送事業者の法令違反行為の防止に関する
○○営業所に対する要請の実施について（通知）

国土交通省では、トラック運送事業者の法令違反行為の防止について、関係団体及び行政機関等と連携を図りながら諸対策を講じているところです。

今般、貴社の下記事業所に対して、トラック運送事業者が貨物自動車運送事業法又は同法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下「違反原因行為」という。）をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められたことから、同法附則第1条の2第3項の規定に基づき、違反原因行為をしないよう要請いたしました。

トラック運送事業者が法令を遵守し、輸送の安全の確保や効率的な物流機能を安定的に維持していくためには、荷主の方々のご理解とご協力が不可欠でありますので、違反原因行為の解消に向けた計画を作成の上、万全の対策を講じていただきますよう、お願ひいたします。

本書発出後、違反原因行為に対する改善状況を確認させていただくこととしておりますが、改善のために要する期間中に改善が認められない場合や、なお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められた場合には、貨物自動車運送事業法附則第1条の2第4項の規定に基づき、勧告を発動し、国土交通省及び関係行政機関において公表する場合がございます。

このため、○○営業所において適切な措置が講じられるようご指導ご協力を願いするとともに、貴社全体におきまして、同様の違反原因行為が行われていないかのご確認を実施していただけますようお願いいたします。

記

・違反原因行為の疑いがあると認められた事業所

・違反原因行為の内容

※情報提供者から承諾を得ている場合に限り、具体的事実
(日時及び行為の詳細) を記載可能

○○○○○○○

【問い合わせ先】

○ ○○運輸局自動車交通部貨物課
〒○○○○○ ○○○○○○○
TEL ○○○-○○○-○○○

【倉庫業担当部署】

○ 同局交通政策部環境・物流課
TEL ○○○-○○○-○○○

【関係行政機関】

○ 厚生労働省
○ 経済産業省

- ・荷主が倉庫業者である場合は、問い合わせ先に環境・物流課を連名で追加。
・ヒアリングを同時に実施する事案等である場合は、関係省庁のクレジットを追加

○「要請」文書の取り扱いについて

- ・要請については、トラック・物流Gメンが相当の理由により違反原因行為の疑いがあると認めている状況であり、違反原因行為の事実が確認されたものではありません。
- ・本書を受け取った場合、社内において指摘を受けていない他の営業所等を含めて違反原因行為の有無をご確認いただき、違反原因行為が確認された場合は、概ね1か月程度で改善計画とあわせて確認結果をご報告ください。（違反原因行為が確認されなかった場合はその旨のご報告をお願いいたします。）
- ・違反原因行為の詳細を確認されたい場合は、問い合わせ先までご連絡をお願いいたします。
- ・要請を受けた事実については、国土交通省から公表することはありませんが、処理結果通知制度により通知を行う場合は、情報提供者に対して是正指導の内容を文書でお伝えすることができます。
- ・要請を受けたことにより行政上何らかの不利益を被ることはありません。
- ・営業所等に要請文書を発出している場合は、本社にも別途通知を行っております。
- ・今後、違反原因行為に対する改善状況を確認し、改善のために要する期間中に改善が認められない場合や、改善期間後においても、なお荷主が違反原因行為をしていると疑うに足りる相当な理由があると判断できる情報が得られた場合は、勧告を行い公表することがございます。
- ・本書を受け取った際には、必ず貴社内でのご共有をお願いいたします。

※ ご報告については（[メールアドレス](#)）宛てにPDF等の電子媒体による提出をお願いいたします。

○参照条文【貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）】

附 則

（違反原因行為への対処）

- 第1条の2 国土交通大臣は、当分の間、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下この条において「違反原因行為」という。）を荷主がしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該荷主に関する情報を提供することができる。
- 国土交通大臣は、当分の間、前項の荷主に対し、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について理解を得るために必要な措置を講ずることができる。
- 国土交通大臣は、当分の間、荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう要請することができる。
- 国土交通大臣は、当分の間、前項の規定による要請を受けた荷主がなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう勧告することができる。ただし、第65条第1項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。
- 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。
- 関係行政機関の長は、荷主による違反原因行為の効果的な防止を図るため、第2項から第4項までの規定の実施について、国土交通大臣に協力するものとする。
- 国土交通大臣は、第2項から第4項までの規定の実施に際し、貨物自動車運送事業者に対する荷主の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項に規定する不公正な取引方法に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。
- 地方実施機関は、当分の間、貨物自動車運送事業者に対する荷主の行為が違反原因行為に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、その事実を国土交通大臣に通知するものとする。ただし、第39条の2第5項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

起案番号
令和 年 月 日

○○○○○○株式会社 御中

国土交通大臣

トラック運送事業者の法令違反行為の防止について（勧告）

国土交通省では、トラック運送事業者の法令違反行為の防止について、関係団体及び関係行政機関等と連携を図りながら諸対策を講じているところです。

貴社に対しては、トラック運送事業者が貨物自動車運送事業法（以下「法」という。）又は同法に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下「違反原因行為」という。）をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められたことから、法附則第1条の2第3項の規定に基づき、令和〇年〇〇月〇〇日付け・国自貨第〇〇号により、違反原因行為をしないよう要請したところです。

上記の経緯等を踏まえ、今般、貴社におかれでは、なお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認められたことから、法附則第1条の2第4項の規定に基づき、違反原因行為をしないよう勧告いたします。

トラック運送事業者が法令を遵守し、輸送の安全の確保や効率的な物流機能を安定的に維持していくためには、荷主（元請事業者含む。）の方々のご理解とご協力が不可欠でありますので、違反原因行為の解消に向けた計画を作成の上、全社レベルで万全の対策を講じていただきますよう、重ねてお願ひいたします。

本書につきましては、違反原因行為の効果的な防止を図るため、法附則第1条の2第6項の規定を踏まえ、関係行政機関とも情報を共有した上で、交付させていただいております。

なお、本件は、法附則第1条の2第5項の規定に基づき、公表されることとなります。

また、本書発出後、違反原因行為に対する改善状況を確認させていただくこととしておりますが、改善のために要する期間中に改善が認められない場合は、未改善の事項について改めて勧告及び公表することとなる旨、申し添えます。

記

- ・違反原因行為の疑いがあると認められた事業所
別紙に記載のとおり
- ・違反原因行為の内容
別紙に記載のとおり

【問い合わせ先】

○ 国土交通省物流・自動車局

貨物流通事業課 トラック荷主特別対策室

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

TEL 03-5253-8111 (内線 41-334)

・荷主が倉庫業者又は利用運送事業者である場合は、問い合わせ先に貨流室を連名で追加

○参照条文【貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）】

附 則

（違反原因行為への対処）

- 第1条の2 国土交通大臣は、当分の間、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反する原因となるおそれのある行為（以下この条において「違反原因行為」という。）を荷主がしている疑いがあると認めるときは、関係行政機関の長に対し、当該荷主に関する情報を提供することができる。
- 2 国土交通大臣は、当分の間、前項の荷主に対し、貨物自動車運送事業者がこの法律又はこの法律に基づく命令を遵守して事業を遂行することができるよう荷主が配慮することの重要性について理解を得るために必要な措置を講ずることができる。
- 3 国土交通大臣は、当分の間、荷主が違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう要請することができる。
- 4 国土交通大臣は、当分の間、前項の規定による要請を受けた荷主がなお違反原因行為をしていることを疑うに足りる相当な理由があると認めるときは、当該荷主に対し、違反原因行為をしないよう勧告することができる。ただし、第65条第1項の規定により勧告することができる場合は、この限りでない。
- 5 国土交通大臣は、前項の規定による勧告をしたときは、その旨を公表するものとする。
- 6 関係行政機関の長は、荷主による違反原因行為の効果的な防止を図るため、第2項から第4項までの規定の実施について、国土交通大臣に協力するものとする。
- 7 国土交通大臣は、第2項から第4項までの規定の実施に際し、貨物自動車運送事業者に対する荷主の行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第2条第9項に規定する不公正な取引方法に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、公正取引委員会に対し、その事実を通知するものとする。
- 8 地方実施機関は、当分の間、貨物自動車運送事業者に対する荷主の行為が違反原因行為に該当すると疑うに足りる事実を把握したときは、その事実を国土交通大臣に通知するものとする。ただし、第39条の2第5項の規定による通知をした場合は、この限りでない。

違反原因行為の内容及び当該違反原因行為の疑いがあると認められた事業所

(長時間の荷待ち)

○○○○

(契約にない附帯業務)

○○○○

(運賃・料金の不当な据置き)

○○○○

(過積載運行の指示・容認)

○○○○

(異常気象時の運送依頼)

○○○○

(その他の無理な運送依頼)

○○○○

